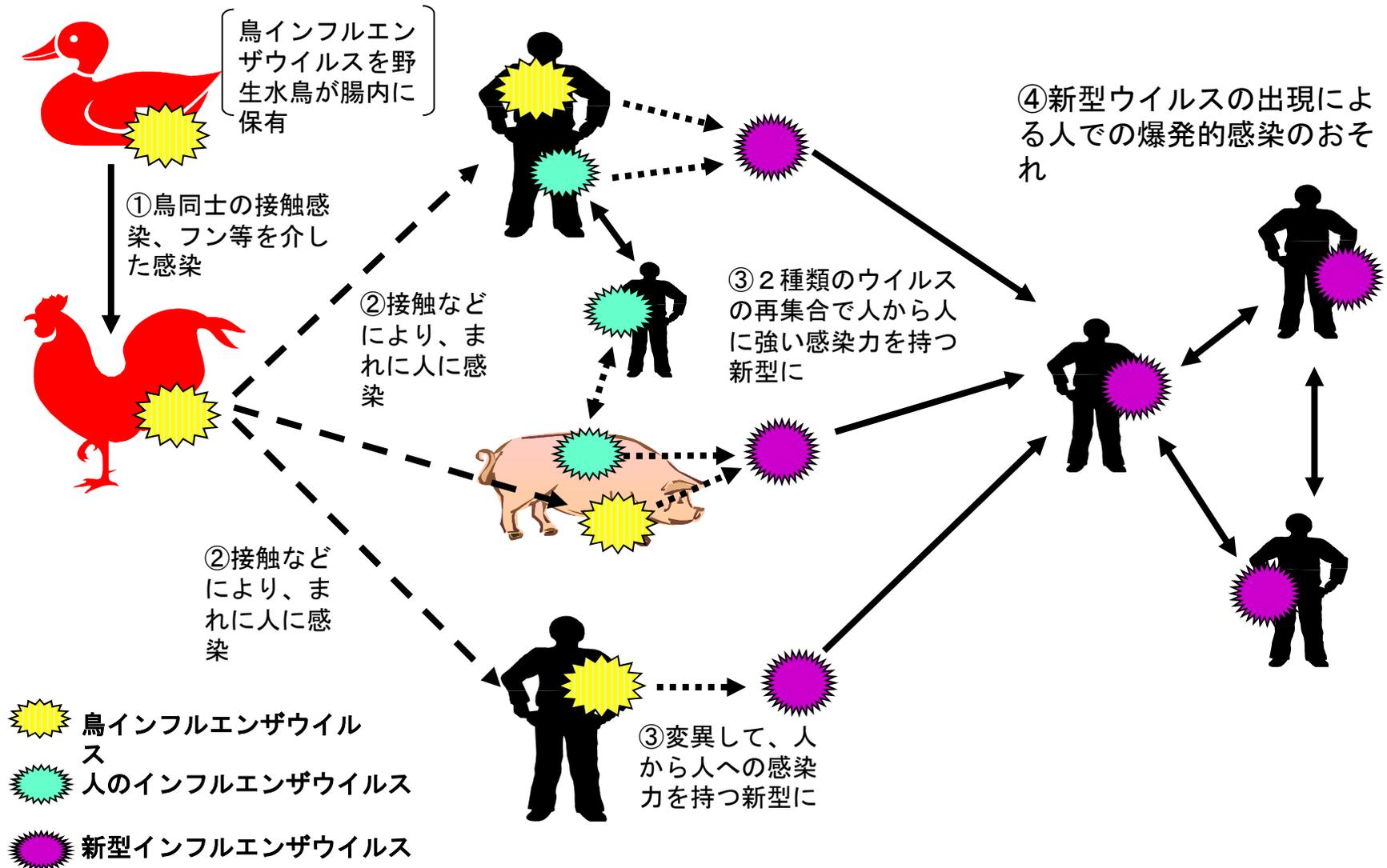


2013年7月9日
保健師中央会議

新型インフルエンザ等対策特別措置法

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



今後のスケジュール

平成24年

平成25年

5/11 6月 8月

2/7 4/12 4/13 5/17-6/15

法律の公布

都道府県担当課長会議の開催

有識者会議の設置



19回にわたり、
政令、政府行動計画
の内容等に関する
検討

有識者会議 中間とりまとめ

政令案 パブリックコメント

政令・施行日政令の公布

(※指定公共機関の指定も含む。)

法律の施行

政府行動計画案 パブリックコメント

ガイドライン パブリックコメント

政府行動計画の策定

ガイドラインの策定

都道府県行動計画の策定

市町村行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

(背景)

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、
 - ・平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
 - ・国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれを鑑み、**感染症法、検疫法、予防接種法等を補う**
 - ・新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、**各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性**



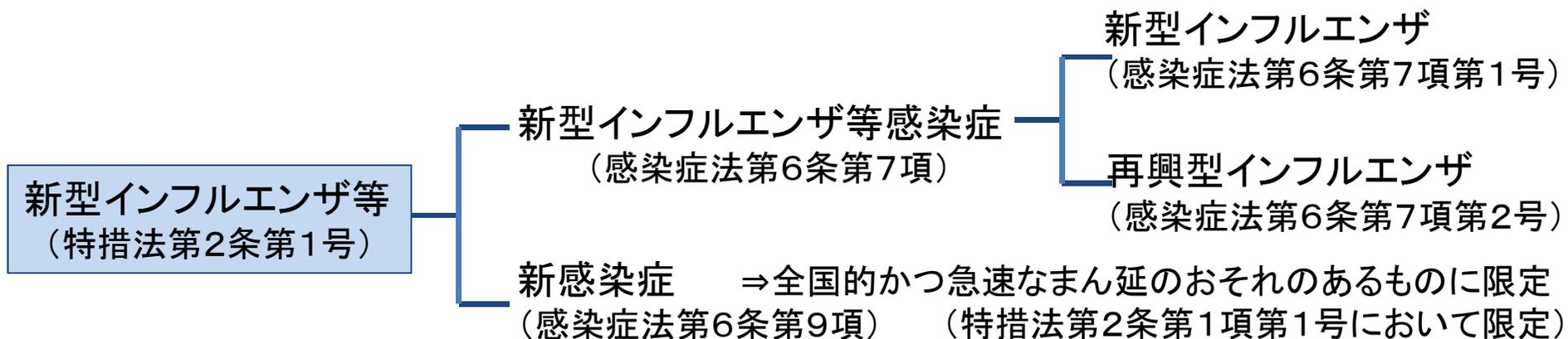
- 政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾病について

○ 新型インフルエンザは、他の感染症と異なり、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いことから、このような事態に備えて、今般新たな法律を設けたところ。

○ 未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きなものが発生した場合は、新型インフルエンザと同様、国家の危機管理として対応する必要があることから特措法の対象としたところ。

※ 特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係は、以下のとおり。

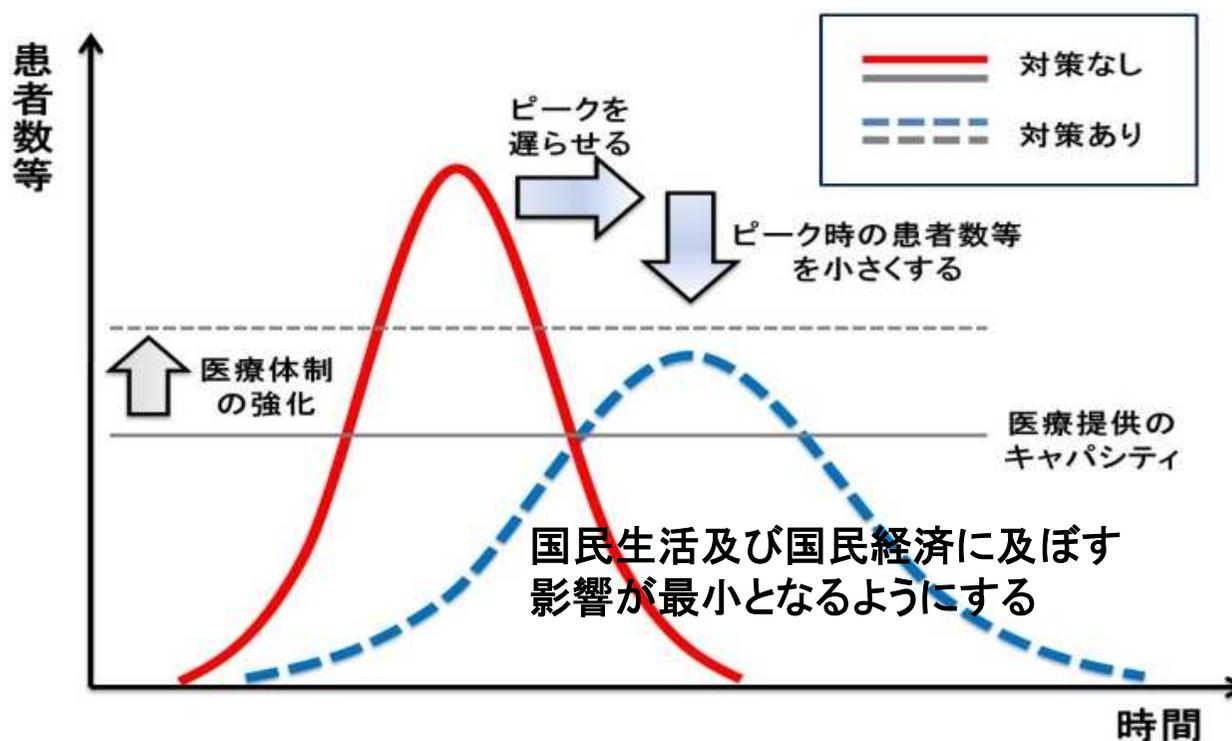


新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

⇒迅速な対策のための明確な体制を構築する。

＜対策の効果 概念図＞

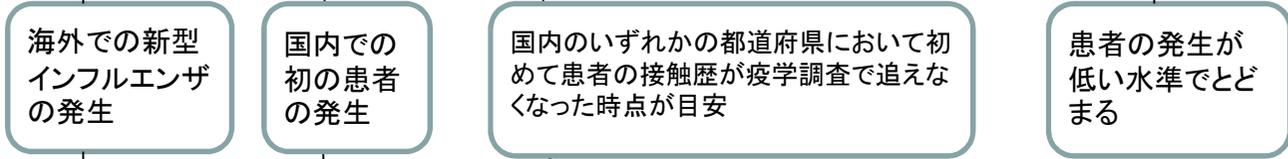
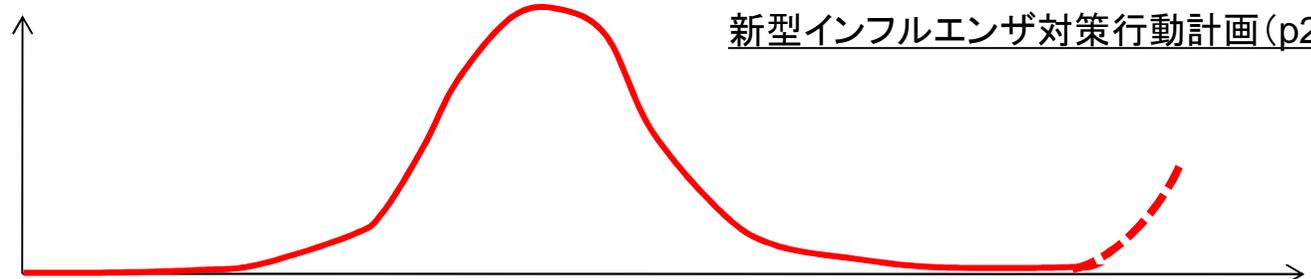


国及び地域(都道府県)における発生段階

新型インフルエンザ対策行動計画(p21)

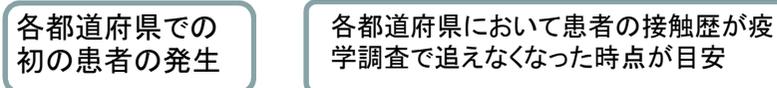
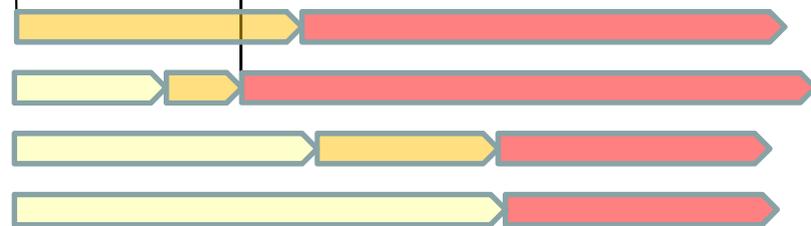
国における発生段階

国内の患者数



地域(都道府県)における発生段階

A県
B県
C県
D県



地域での発生状況は様々であり、
 ・地域未発生期から地域発生早期
 ・地域発生早期から地域感染期
 の移行は、都道府県を単位として判断

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

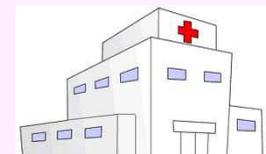
(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
 - ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
 - ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
 - ④ 緊急物資の運送の要請・指示
 - ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
 - ⑥ 埋葬・火葬の特例
 - ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
 - ⑧ 行政上の申請期限の延長等
 - ⑨ 政府関係金融機関等による融資
- 等



○ 施行期日: 公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新型インフルエンザ等対策に係る対処体制

平時

新型インフルエンザ等対策閣僚会議

(平成24年8月3日 閣議口頭了解一部改正)

主 宰 : 内閣総理大臣
構成員 : 全閣僚

<主な任務>

- 発生に備え、「政府行動計画」を決定する等、政府一体となって対策を推進。

↑ 特措法においては、「政府行動計画」を作成するときは、内閣総理大臣は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

<特措法の趣旨に則り、新設>

新型インフルエンザ等対策有識者会議

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について(平成24年8月3日閣僚会議決定)

- 委員 : 医学、公衆衛生、法律・経済専門家、経済界、労働界、地方公共団体、マスコミ等
※ 内閣総理大臣が指名

<主な任務>

- 内閣総理大臣からの求めに応じ、「政府行動計画案」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

医療・公衆衛生に関する分科会

委員:「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名

社会機能に関する分科会

委員:「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名

発生時

新型インフルエンザ等対策本部

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 官房長官、厚生労働大臣、
その他の大臣(本部長が特に必要と認める場合)
構成員 : 他のすべての国務大臣

<主な任務>

- 発生状況に応じた「基本的対処方針」を決定する等、対策を総合的かつ強力に推進。

↑ 特措法においては、「基本的対処方針」を作成するときは、本部長は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

基本的対処方針等諮問委員会

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名(医学、公衆衛生関係者等)

<主な任務>

- 内閣総理大臣からの求めに応じ、「基本的対処方針」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画(案)概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

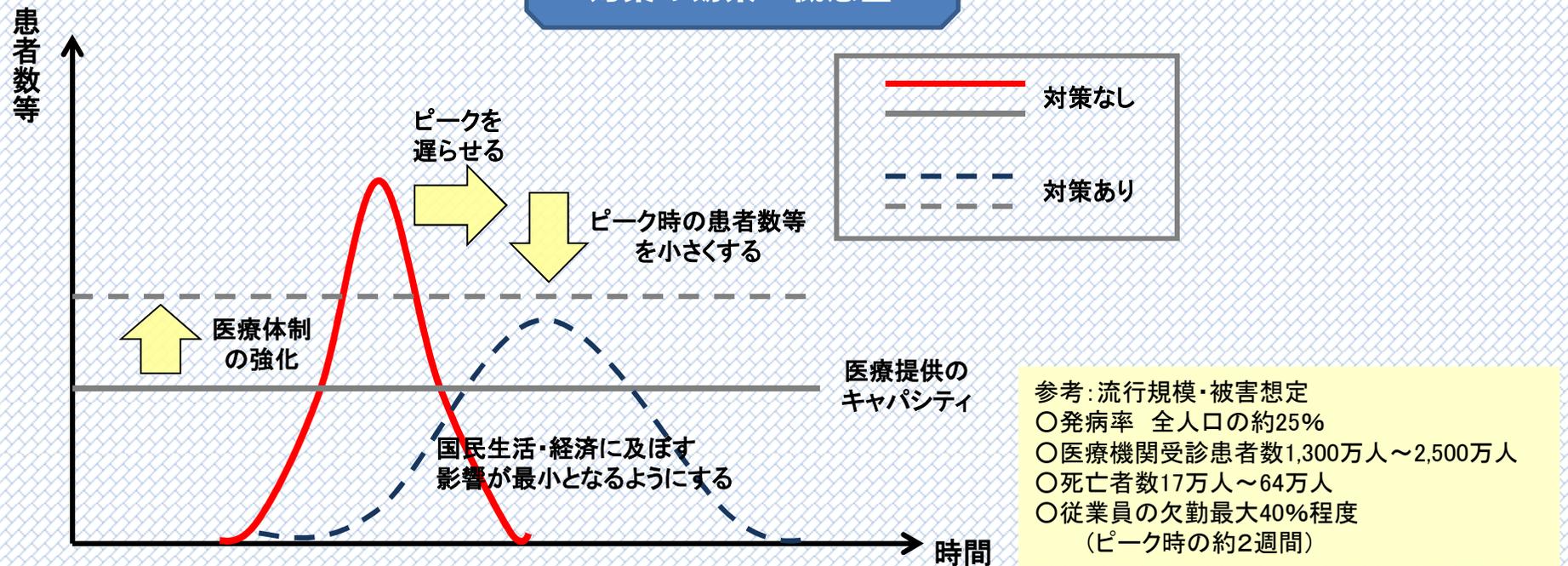
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
 - 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

発生段階ごとの対策の概要

海外発生期

国内発生早期

国内感染期

小康期

<p>対策の 考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止策から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
<p>実施体制</p>	<p>国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設置(政府・都道府県) ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催 基本的対処方針の決定 等 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生の初期に必要な応じ政府現地対策本部の設置 <p>※必要に応じて緊急事態宣言(市町村対策本部の設置)</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内感染の拡大に伴う基本的 対処方針の変更 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的対処方針の変更 対策の見直し <p>等</p>
<p>サーベイランス 情報収集</p>	<p>発生段階に応じたサーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な連携による情報収集 国内発生に備えたサーベイランス体制の強化 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等患者の全数把握 患者の臨床情報把握 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 集団発生の把握(患者の増加に伴い全数把握は中止) <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各国の対応に係る情報収集 引続き学校等における集団発生状況の把握 <p>等</p>
<p>情報提供 共有</p>	<p>一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況情報提供 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 コールセンターの充実・強化 <p>等</p>	<p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供のあり方の見直し コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ <p>等</p>

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止策から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
予防・ まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 水際対策の開始 ワクチンの確保 特定接種の準備・開始 	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する予防接種の開始 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ★外出自粛要請 ★施設の使用制限 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 住民に対する予防接種の継続 ★外出自粛要請 ※ ★施設の使用制限 ※ ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民に対する予防接種の継続
医 療	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者接触者外来」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 専用外来における医療提供の継続 必要に応じた全医療機関における診療の開始 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者に対する従事要請及び補償 ファックスによる処方せん送付 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ★臨時の医療施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
国民生活及び国民 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関等の事業継続に向けた準備 職場における感染予防策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないよう要請 ★指定公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないよう要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★物資の売渡しの要請 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

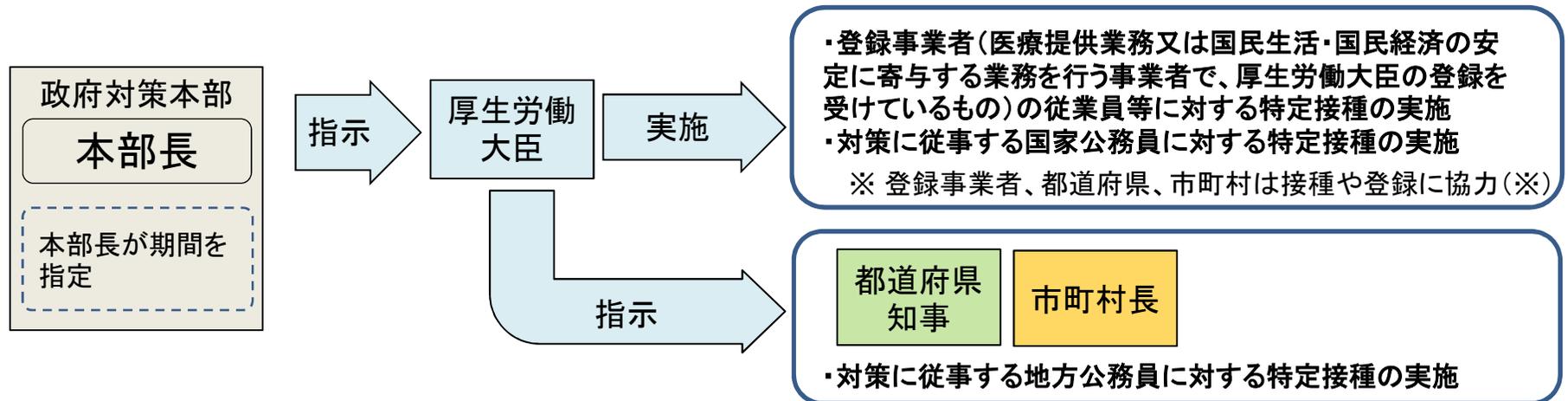
未発生期（事前の準備）

・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等） / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチンの研究開発 / ・ワクチンの備蓄 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフル薬の備蓄 / ・地域医療体制の整備

特定接種及び住民に対する予防接種

特定接種(対象...登録事業者の従業員等)

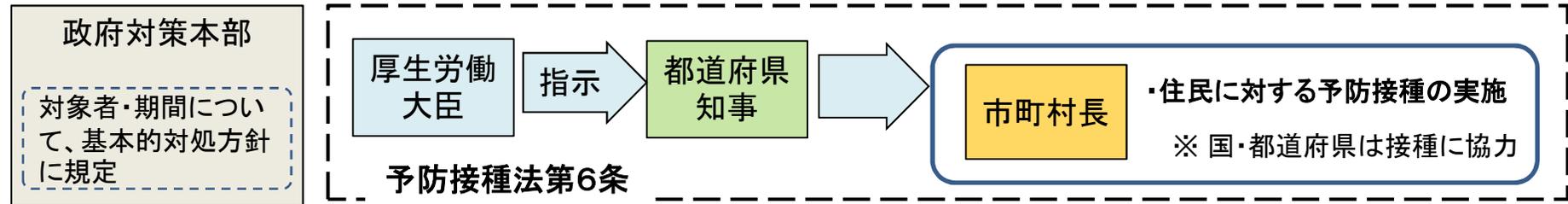
※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種。登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示



※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の御協力をいただきたい。詳細については今後検討。

予防接種(対象...住民)

※ パンデミックワクチンの接種



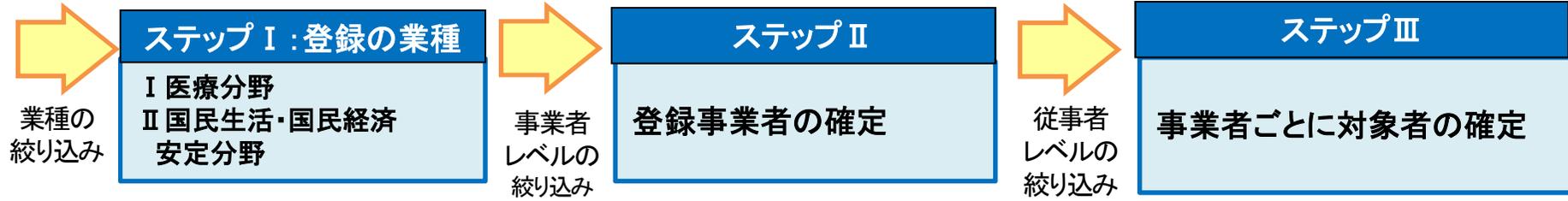
※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

特定接種対象の基本的考え方

特定接種とは、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、そのような業務に従事する者に対し、住民に先んじて行われる予防接種である。

特定接種対象者確定までの流れ



ステップⅠ：登録の業種

…登録対象と考えられる業務を有する業種・職種については、以下のものが考えられる。

類型		業種
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所
	指定公共機関型	銀行業、医薬品製造業、医薬品・化粧品等卸売業、医療機器製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、電気業、ガス業、道路貨物運送業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業、水運業、空港管理者、通信業、放送業、郵便業
	指定同類型 (業務同類系)	銀行業、医薬品製造業、医薬品・化粧品等卸売業、医療機器製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、電気業、ガス業、道路貨物運送業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業、水運業、空港管理者、通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業、郵便業
	指定同類型 (社会インフラ系)	石油製品・石炭製品製造業、石油・鉱物卸売業、熱供給業、金融証券決済事業者
	その他の登録事業者	食料品製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、その他小売業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、廃棄物処理業、

新型インフルエンザ等の住民接種について

○実施主体は市町村で、原則として集団的接種。

国・都道府県の協力を得ながら、未発生期から接種体制の構築を図る

○都道府県は、ワクチンの流通を調整する体制を整備

○接種順位について:

以下の4群に分類し、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部で決定する。

①医学的ハイリスク者

(1)基礎疾患を有する者 「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」(参考)

(2)妊婦

②小児

③成人・若年者

④高齢者

○接種体制について:

- ・地域医師会などの協力を得て、医療従事者を確保
- ・人口1万人に1カ所を目処に接種会場を設置
- ・接種会場は、保健所・保健センター・学校などの公的施設の活用、医療機関への委託により確保
- ・入院患者、在宅療養患者については、診療している医療機関で、医療従事者については、所属医療機関が接種する。来院できない在宅療養患者については、訪問による接種も想定される。
- ・社会福祉施設等の入所者は、入所施設で接種

住民接種に関する法令上の位置づけ

	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項 (臨時接種)	第6条第3項 (新臨時接種)
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
接種費用の負担	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 ※ただし自治体の財政力により 変動あり	自己負担 ※市町村の判断で減免措置あり
健康被害救済に係る 給付金額(例)	【高額】 障害年金(1級) 488万/年 死亡一時金 4,270万円	【二類定期と一類定期・臨時の間の水準】 障害年金(1級) 379万/年 死亡一時金 3,320万円 (※被害者が生計維持者の場合)
健康被害救済の 費用負担	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4	

医療関係者による協力を確保するための枠組みについて ①

- 医療従事者や医療施設に係る各種の措置を組み合わせることにより、地域の医療提供体制を構築・維持。
- 発生時に医療従事者等の必要な協力が得られるよう、都道府県行動計画の策定段階から関係者の意見を十分に踏まえていただくよう配慮されたい。

1 医療機関に係る措置(指定(地方)公共機関、登録事業者)

- 本法では、指定(地方)公共機関として、医療業務を行う法人が指定されうることとしている。指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県対策本部長の総合調整・指示権の対象となる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項)
- さらに、小規模な診療所など、指定(地方)公共機関として指定しないものについても、新型インフルエンザ等の医療のためのものに限らず、特定接種に係る事前登録を行うことが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)
- なお、公立医療機関については、指定(地方)公共機関となるものではないが、地方公共団体の行動計画において、その機能・活動を位置付け、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を継続することが考えられる。

2 医薬品等製造販売業者等に係る措置

- 医薬品等製造販売業者等については、指定(地方)公共機関となった場合、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県知事は、総合調整・指示権を行使できるほか、医薬品等の配送要請・指示を行うことができる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項、第54条第2項、3項)
- 指定(地方)公共機関でない医薬品等製造販売業者等、薬局等についても、特定接種に係る事前登録を行う場合があることが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)

医療関係者による協力を確保するための枠組みについて ②

3 医療関係者への医療等の実施の要請等

- 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者(疑い患者を含む)に対する医療や特定接種・予防接種を行うよう要請することができる。(法第31条第1項、第2項、第46条第6項)
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができる。(法第31条第3項)
- 要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償しなければならない。(予防接種の実施の要請・指示を受けた医療関係者は補償の対象外)(法第63条)
 - ※ 政令等で、要請・指示の対象となる医療関係者の範囲、損害補償の内容・水準等を定める。

4 臨時の医療施設における医療の提供等

- 都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならない。(法第48条第1項)
- 臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用しない。(法第48条第3～5項)
- 施設開設に必要な場合には、土地、家屋又は物資の所有者等の同意を得て、土地等を使用することができる。正当な理由がないとき又は所在不明のため同意を求めることができないときは、同意を得ずに使用することができる。(法第49条)
- 既存の医療施設について、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、医療法の許可を不要とし、変更内容の届出でよいこととする。(法第48条第6項、第7項)

(参考URL)

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>

内閣官房 <small>Cabinet Secretariat</small>					サイトマップ
トップページ	内閣官房の概要	所管法令	記者会見	報道発表	資料集
政策課題	国会提出法案	パブリックコメント等	情報公開・公文書管理	調達情報	リンク

[トップページ](#) > [新型インフルエンザ等対策](#)

新型インフルエンザ等対策

●所管法令(新型インフルエンザ等対策特別措置法等)

> [詳細はこちら](#)

●新型インフルエンザ対策行動計画等

> [詳細はこちら](#)